

2019年4月5日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用金庫協会

企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対する意見

今般、標記公開草案に対して、意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。なお、仮に本公開草案が適用された場合の適用上の課題や、趣旨を確認したい事項等について、別紙「適用上の課題及び趣旨の確認について」に取りまとめましたので、併せてご参照ください。

## 記

## 質問1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

貴委員会が開発の目的として掲げる「統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる」ために、IFRS基準の任意適用企業及び上場企業等(以下「上場企業等」という。)に対して本基準を取り入れることは理解できるが、非上場企業や協同組織など、企業属性あるいは利害関係者が上場企業等とは異なる企業に対して本基準を取り入れることには同意しない。

したがって、本公開草案の適用にあたっては、我が国のこれまでの実務や慣行、国際的な動向等を踏まえ、例えば、国際的なルールとの比較可能性の必要性や上場・非上場、株式会社とそれ以外の企業など、組織や企業属性に応じた導入の是非などを検討していただきたい。

また、本公開草案の内容についても、実務上の対応可能性も含めて財務諸表作成者などの関係者にヒアリングを行うなどして、我が国の実務慣行を勘案のうえ慎重に検討していただきたい。

## (理由)

- 同じ株式会社であっても上場企業と非上場企業では、投資家(株主や財務諸表利用者等。以下「利害関係者等」という。)へのアプローチが異なる。上場企業は、不特定多数の株主に対して透明性・公平性の高い開示が求められるが、非上場企業は、開示の対象が特定の株主である。さらに、大企業と中小企業でも、対応できる体力が異なる—といったことを踏まえると、本公開草案の対応が必要となる企業は限定されるべきである。

- また、信用金庫は会員の出資に基づく協同組織金融機関であり、その営業地区も一定の地区に限定される地域金融機関である。そのため、財務諸表利用者となる会員やお客さまは、地域の中小企業や住民に限定されており、上場企業等の利害関係者等とは属性が異なる。また、会員やお客さまは、信用金庫が提供する金融機能・金融サービスを利用することを目的としており、信用金庫を投資の対象としているわけではなく、その目的も株式会社の利害関係者等と異なる。
- こうした利害関係者等の特性を踏まえると、非上場企業や協同組織に関して、貴委員会が目的としている「統一的な算定基準を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる」必然性は全くなく、したがって、IFRS 基準との整合性を図る意義は乏しい。また、資本調達先が限定されていることから、国際市場への関与・影響は僅少である。
- レベル別の時価開示は、時価のレベル区分という専門性の高い枠組みを理解しなければならず、特に、算定された時価が「レベル3」に該当した場合、多くの追加開示が求められているが、国内で活動する企業や非上場企業の財務諸表利用者にとって詳細かつ専門的すぎて解りにくい開示となりかねない。
- なお、本公開草案の内容に関して、「ガイダンス」は総じて理念的・概念的でプリンシプルベースなものであるため、実務対応上、様々な解釈相違が生じる可能性がある。例えば、同じ金融商品を保有していても、投資家間で違うレベルのものと解釈する可能性があり、これは、企業間の比較可能性を損ない、却って財務諸表利用者に対して混乱を招く恐れがある。

#### 質問 2（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

上場企業等に対する提案としては、基本的に同意する。

なお、金融負債を対象とする点については、本公開草案の内容を踏まえた実務対応の可否や、重要性を勘案のうえ、適用の必要性を判断する必要があると思料する。

（理由）

- 金融商品以外の資産・負債を適用範囲に含めていない点について同意するが、金融負債については、一般的に移転を前提とした市場価格が存在しないなどの適用上の課題が想定され、本公開草案の内容に沿って時価算定を行う意義に乏しいと考えられるため、実務対応の可否や、重要性を勘案のうえ、適用の必要性を判断いただきたい。

#### 質問 3（時価の定義に関する質問）

（質問 3-1）時価の定義に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的に同意する。

ただし、負債に係る時価の定義については、一般的に移転を前提としないため、不履行リスクを織り込んだ出口価格を精緻に把握する意義が乏しいと考えられる。

(質問 3-2) 期末前 1 か月の平均価額に関する定めを削除に関する質問

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的に同意する。

ただし、期間損益のボラティリティが増加するなど適用上の課題があることも踏まえ、適切にご判断いただきたい。

質問 4 (時価の算定単位に関する質問)

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしています。一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的に同意する。

質問 5 (時価の算定方法に関する質問)

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

上場企業等に対する提案としては、基本的に同意する。

ただし、基準および適用指針の内容が、理念的・概念的なものであるため、実務に即したガイダンスの充実などが望まれる。

質問 6 (その他の取扱い)

公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

- (1) 上場企業等に対する提案としては、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮した取扱いを定めるという方針について同意する。
- (2) 上場企業等に対する提案としては、「第三者から入手した相場価格」を引き続き時価として利用できるようにする規定を設けることに同意する。

しかしながら、利用にあたって設けられている「会計基準に従って算定されたものであると判断する場合」との要件については、適用上に大きな課題があるため、例えば、要件を満たせない場合の暫定的な取扱いの規定や、態勢準備に係る経過措置期間の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。

(3) 非上場デリバティブ取引等の取扱いについて、我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目に加えるべきと考える。

特に、クレジットデリバティブについては、債務保証に準じて処理する取扱いが定着しており、適用上に様々な課題があるため、現行規定の継続を要望する。また、他のデリバティブ取引等についても、適用開始時点から一律に時価評価の対象とするのではなく、例えば、時価算定が行えない場合の暫定的な取扱いや、時価算定が可能となるまでの間の経過措置の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。

(理由)

(2) について

- 現行の金融商品の時価評価においては、とくに非市場性の金融商品について、第三者から入手した相場価格（いわゆるブローカー価格）を用いる実務が定着しており、例えば、非上場の債券（仕組債を含む）や投資信託、デリバティブ、合同運用指定金銭信託など様々な金融商品の時価評価に使用されている。このため、第三者から入手した相場価格の利用を引き続き認めることには、重要な意義があると考えられる。
- ただし、「会計基準に従って算定されたものであると判断する場合」との要件については、現行の規定ぶりでは適用上に大きな課題があると考えられる。

具体的には、①相場価格を提供した第三者（取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等）から「評価技法」「インプット」の詳細な情報の提供を受けられない、②財務諸表作成者である信用金庫に専門的能力や新たなシステム投資（または外部システムの利用）が求められる一ことが想定される。

これらの課題については、第三者（ブローカー等）の協力はもちろんのこと、自金融機関の人材育成を含めた態勢整備も必要であり、相応の準備期間を要すると考えられる。

また、要件を満たせない場合の暫定的な取扱い（例えば、第三者から入手した相場価格である旨の注記をすることで時価としての使用を許容する対応）の規定や、態勢準備に係る経過措置期間の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。

(3) について

- 現在、時価を把握することが極めて困難という理由で時価評価を行っていない金融商品は一定数あり、これらは、現在の会計基準に照らして「合理的に算定された価額」を算定できないために取得原価等による会計処理が行われている。

今回の見直しにおいて、時価算定の方法が概念的に明示されたとはいえ、具体的な算定方法や使用するパラメータは明らかではない。現行実務で「合理的に算定された価額」を算定できていない状況を考えれば、これらの商品に関する時価評価の実務が定着するためには、相応の時間を要するものと考えられる。

このため、適用開始時点から一律に時価評価の対象とするのではなく、例えば、時価算定が行えない場合の暫定的な取扱いや、時価算定が可能となるまでの間の経過措置の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。

- 現行基準において、クレジットデリバティブについて、時価を把握することが極めて困難な場合に債務保証に準じて処理する取扱いが規定されているが、貸出金へのプロテクション購入などでも適用されるなど、実務に定着している。

プロテクションの購入については、債権保全を目的としており、保証と同様の効果を得ていることから、債務保証に準じて処理する取扱いは合理的な規定と考えられる。また、参照債務が中小企業の場合、主要なパラメータであるデフォルト率や回収率の客観的な推計が困難であり、今回の基準の理念であるマーケットに基づいた時価算定に馴染まない。

**質問 7 (市場価格のない株式等の取扱い)**

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- (1) 市場価格のない株式等について時価評価の対象外とする取扱いに同意する。  
 (2) 従来、「時価を把握することが極めて困難」とされていた金融商品を一律に時価評価の対象とすることについて同意しない。

これらについては、適用開始時点から一律に時価評価の対象とするのではなく、例えば、時価算定が行えない場合の暫定的な取扱いや、時価算定が可能となるまでの間の経過措置の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。

(理由)

(2) について

- 上記「質問 6」の回答 (3) と同趣旨。

**質問 8 (開示に関する質問)**

(質問 8-1) 開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

上記「質問 1」の通り、「統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる」ために、上場企業等に対して本基準を取り入れることは理解できるが、非上場企業や協同組織に対して本基準を取り入れることには同意しない。

(理由)

上記「質問 1」の回答と同趣旨。

なお、実務対応上、様々な解釈相違が生じる可能性があり企業間の比較可能性を損ない、却って財務諸表利用者に対して混乱を招く恐れがあることから、レベル別の時価開示自体不要と考える。

(質問 8-2) 期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

上場企業等に対しては、調整表の要素について基本的に同意する。

質問 9 (適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問 9-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

適用時期としては尚早であり、同意しない。

(理由)

- 今回提示された公開草案は、理念的・概念的なプリンシプルベースなものであるため、実際に運用するためには、適用上の課題が多くあると考えられ、実務上の着地点を検討すべきと考えことから、適用時期は尚早であると考え。
- 個別論点として、「質問 6」で回答した「第三者から入手した相場価格」や「クレジットデリバティブ」の取扱い、別途検討することとされている「投資信託の時価の算定」などについては、今後、関係者への十分なヒアリングの実施等も含め、十分に実行可能な内容を検討いただく必要があると考えており、相応の時間を要する。

(質問 9-2) 経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- (1) 「第三者から入手した相場価格」の利用について、経過措置を設けることに同意する。ただし、2021年(平成33年)4月1日以降の適用とすることは尚早であり、適用期日について同意しない。
- (2) 「投資信託の時価の算定」について、別途検討することについて同意する。ただし、①対象商品を投資信託のみに限定すること、②暫定的なレベル区分を行うこと—の2点については同意しない。

(理由)

(1) について

- 上記「質問 6」の通り、「第三者から入手した相場価格」の利用については、適用上に大きな課題があるため、例えば、要件を満たせない場合の暫定的な取扱いの規定や、態勢準備に係る経過措置期間の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。

## (2) について

- 投資信託のように、投資家が拠出した金銭を運用する商品は、合同運用指定金銭信託や、投資事業有限責任組合向けの出資、その他の様々なファンド商品など、多岐にわたる。これらは、いずれも、投資信託と同様に「第三者から入手した相場価格」を時価として使用する必要があるため、上記「質問6」の通り、適用上に大きな課題があり、投資信託とあわせて検討する必要があると考える。このため、別途検討を行う対象は投資信託に限定すべきではなく、所謂「ファンド」全般とすべきである。
- 投資信託については、時価の算定方法を別途検討することとされた一方で、検討結果が出るまでの間は、簡易な基準で暫定的なレベル区分を行うこととされている。しかしながら、時価の取扱いが定まっていない中では、あくまで暫定的に区分した情報の開示であり、不用意な混乱を招きかねないものと懸念する。

## 質問 10 (設例に関する質問)

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

上場企業等に対しては、基本的には同意する。

## 質問 11 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

特にない。

以 上

## 適用上の課題及び趣旨の確認について

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
		会計基準公開草案第 63 号	「時価の算定に関する会計基準（案）」
1	質問 1、5 関連	全般	○ 本基準の内容は、理念的・概念的なものであり、財務諸表作成者にとっては、「従来の時価が使用できなくなるか否か」という重要な点が判断し難いものになっている。 本基準においては、時価のレベル区分を行うために、時価算定を「評価技法」と「インプット」の観点から再整理しているが、現行実務で算定している時価の一つひとつを再検証することとなれば、莫大な負担になり、実務対応が困難である。
2	質問 1、5 関連	第 4 項（用語の定義）	○ 「活発な市場」や「観察可能」といった用語は、レベル区分に必要な判断基準であるが、基準案では概念的な説明にとどまっており、企業間で様々な解釈相違が生じ、同一対象に異なるレベルが開示されることが懸念されることから、実務上混乱が無いようにより詳細な情報提供が必要と考える。
3	質問 3-1 関連	第 5 項（時価の定義）	○ バーゼル規制等の信用リスク管理で与信相当額を算出する際に利用する「再構築コスト」について、現在、時価を用いている。「出口価格」を時価とした場合、再構築コストと整合しなくなり、「時価」（出口価格）と「再構築コスト」の二重管理が必要になる可能性がある。
4	質問 3-1、5 関連	第 5 項・第 14 項・第 15 項（負債の時価算定）	○ 負債の時価について「負債の移転のために支払う価格」と規定されているが、実務に馴染む考え方ではないと思料する。 現行実務において、負債の時価は、例えば自社発行の社債について「期日前償還（消却）を行う場合の償還額」などのように、「負債の消滅にあたって支払う価格」として理解されており、移転を前提とした負債は一般的に存在しない。



No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
5	質問3-1、5 関連	第5項・第14項・第15 項（負債の時価算定）	<p>○ 金融負債については、以下の観点から、従来の時価開示でも十分な情報が開示されていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの商品において一般的に市場価格が存在しないこと</li> <li>・一般的に移転を前提としないため、不履行リスクを織り込んだ出口価格を精緻に把握する意義が乏しいこと</li> <li>・貸借対照表上で時価評価されない商品が多いため、金融資産に比べてレベル区分の重要性が相対的に低いこと</li> </ul> <p>○ とくに、金融機関の負債の大部分を占める預金については、①日本においては預金保険制度によるセーフティネットがあり、不履行リスクは極めて低いこと、②現下の金利情勢においては、預金利率に自金融機関のクレジットスプレッドが単純には反映されていないこと一などから、不履行リスクを考慮した時価算定を行う意義は乏しいと考えられる。</p>
6	質問4関連	第7項（時価の算定単位）	<p>○ 本規定については、デリバティブ取引等の相手方に係るCVA（信用評価調整）考慮の実務を念頭に置いているものと考えられるが、規定の趣旨を正しく理解するために、以下の点について、結論の背景への補足が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本規定の適用が想定される具体事例として、デリバティブ取引等の相手方に係るCVAを考慮する際のネッティングがあること。また、その他にも想定される具体事例があればその内容の補足が必要と考える。</li> <li>・本規定は「できる」規定であるため、デリバティブ取引等にCVAを考慮する場合でも、ネッティングは任意であり、グロスの資産・負債の各々にCVAを考慮する取扱いが可能であること</li> </ul>
7	質問5関連	第14項（払込資本を増加させる金融商品の時価算定）	<p>○ 「払込資本を増加させる金融商品」について、以下の点が不明瞭なので、結論の背景などへの補足が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品会計基準における「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」（例：転換社債型新株予約権）を含む概念か</li> <li>・自社発行（負債または純資産）と保有者（資産）のどちらを想定しているか</li> </ul>

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
8	質問6 関連	第 25 項（退職給付会計に係る年金資産への適用）	<p>○ 結論の背景で、退職給付会計に係る年金資産についても「金融商品が年金資産を構成する場合」には、本基準案が適用される旨が記載されているが、適用上、以下の点が不明瞭なので、結論の背景などへの補足が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職給付会計については、時価開示が求められていないため、本基準案にもとづく注記の対象ではないこと（レベル区分開示は不要だということ）</li> <li>・年金資産の時価（公正な評価額）は、運用主体から受領することが考えられますが、これは第三者から入手した相場価格ではないこと（「第三者から入手した相場価格」の利用に係る検証は不要だということ）</li> <li>・複数事業主制度の場合、確定拠出制度に準じて会計処理する取扱いがあるが、この場合に積立状況として注記している年金資産の額については、期末時点の時価による注記を要請していないことから、本基準案が適用されるものではないこと</li> </ul>
9	質問6 関連	該当条項なし（短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものの取扱い）	<p>○ 「短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの」については、開示においては注記を省略することができる旨が規定されているが、時価算定基準（案）においては特段の取扱いが規定されていない。</p> <p>このため、B/S 上で時価評価の対象とされる場合には、注記の省略有無にかかわらず、時価算定基準（案）の規定が適用され、例えば、「第三者から入手した相場価格」の利用にあたっては検証を行う必要が生じる。</p> <p>「短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの」については、精緻に時価算定を行う重要性が乏しいため、適用除外とすることも含めて、取扱いを検討してはどうか。</p>
会計基準公開草案第 65 号			「金融商品に関する会計基準（改正案）」
10	質問3-2 関連	第 18 項（期末前 1 か月の平均価額に関する定めを削除）	<p>○ その他有価証券の時価については、期末前 1 か月の平均価額に関する定めが削除されているが、以下の点が適用上の課題として考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間損益のボラティリティが増加することが懸念される</li> <li>・レベル 2 に該当する時価の場合には、期末時点の市場価格が特異なものである可能性が</li> </ul>

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
			ある。この場合には、平均価格の方が一時点の市場価格よりも、より実態を表した時価である可能性がある
11	質問3-2関連	同上	○ その他有価証券の減損処理については、日本の金融商品会計基準に特有の処理であるため、国際的に整合性を図るべき他の基準は存在しないものと思料する。このため、B/S 価額に期末日の時価を使用していれば、「期末前 1 か月の平均価額」を、減損判定のみではなく、減損処理に使用したとしても、国際的な整合性を損なうものではないと考える。
適用指針公開草案第 63 号			「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」
12	質問5関連	全般	○ 本適用指針（案）は、本文の内容が概念的なものであり、「結論の背景」に取扱上の留意点が記載されているが、「結論の背景」の位置づけについて、要請事項かどうか不明確である（「本文」と「結論の背景」の適用上の強制力に差異があるかどうかを含む）。また、「結論の背景」の記載内容について、何故その規定を盛り込んだかという趣旨や理由などの記載が乏しい。
13	質問6関連	第 18 項・第 42 項（第三者から入手した相場価格の利用）	○ 第三者から入手した相場価格の利用は、「会計基準に従って算定されたものであると判断する場合」に限られているが、以下のような適用上の課題が想定される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該第三者（ブローカー等）から、評価技法（算出モデル）やインプット（使用データ）の開示を受けられないケースがある</li> <li>・自金融機関で理論価格を計算するためには、専用の算出ツールを使用する必要があり、システム投資や外部システムの利用料等の費用負担が発生する</li> <li>・一般的に、自金融機関（財務諸表作成者）よりも、ブローカーである証券会社等（第三者）の方が、時価算定のノウハウが豊富であり、検証には専門知識等が要求されることから、人材育成等のハードルが高いと考えられる</li> <li>・この要件を満たせない場合には、第三者から入手した相場価格が利用できないこととなるが、この場合には、財務諸表作成者自身で時価を算定することもできないことから、会計基準に沿った財務諸表作成ができなくなる恐れがある</li> </ul>

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
14	質問6 関連	第 18 項・第 42 項（第三者から入手した相場価格の利用）	○ 適用指針で例示された手続きについては、あくまで一例と考えるが、「適切な手続きを選び」と記載されており、例示のうちいずれかを行わねばならないように読み取れてしまうため、これらの例示に限定されるものでないことを明記いただきたい。
15	質問6 関連	第 18 項・第 42 項（第三者から入手した相場価格の利用）	○ 第三者から入手した相場価格の利用に係る「会計基準に従って算定されたものであると判断する場合」について、例えば、ブローカーにおいて検証作業を行い、その結果について財務諸表利用者が報告を受けることで、要件を満たすことができないか。
16	質問 10 関連	設例（全般）	○ 公表された設例については、論点整理のための設例として有用だと考えるが、全体的に抽象的な表現が目立つため、具体的な表現による規定について努力いただきたい。 （例） ・「主要な市場」と「最も有利な市場」については、そのように判断した場合の取扱いは記載されているものの、具体的な判断基準については特段の記載がない。（設例 1） ・「活発な市場」についての具体的な事例が乏しい。（設例 1・6） ・「取引の数量又は頻度が著しく低下」したか否かの判断について、「決算日前の長期間にわたり取引がほとんどなかった」という判断要素が記載されているが、「長期間」や「ほとんど」の表現が抽象的である。（設例 8）
17	質問 10 関連	設例（全般）	○ 金融商品会計実務指針から削除された「非上場デリバティブ取引の時価評価（設例 10）」を追加してはどうか。
18	質問 10 関連	設例（全般）	○ 個別具体的な商品で設例を規定した方が、より実務上の参考となると考える。例えば、以下の商品の時価算定とレベル区分について盛り込んでどうか。 （例） ・有価証券（国債、地方債、普通社債等） ・複合金融商品（RMBS・リパッケージ債・クレジットリンク債等） ・非上場デリバティブ（クレジットデリバティブを含む。） ・その他金融資産（金銭信託等）、金融負債（預金、貸出金、借入金等）等

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
		適用指針公開草案第 65 号	「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（改正案）」【開示例】
19	質問 6、8-1 関連	3. 金融業 2. 金融商品の時価等に関する事項	○ 適用指針の「短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる」旨の規定を踏まえて、開示例では、負債サイドの「短期借入金」と「コマーシャルペーパー（自社発行）」を省略している。 この点については、金融負債に限らず、金融資産についても省略が可能である点を明確にするために、「現金及び預金」を「定期性預金」とすることで、「現金」と「要求払預金」（あるいは短期預金）を省略する設例としてはどうか。（注 3 および 3. (2) についても同様） また、「銀行業における預金」についても、「銀行業における定期性預金」とすることで、「要求払預金」を省略する設例としてはどうか。（注 4 および 3. (2) についても同様）
20	質問 8-1、 9-2 関連	3. 金融業 3. (1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債	○ 投資信託については、時価算定基準の適用は見送るものの、暫定的なレベル区分による残高開示の対象となっている。 本開示例では、特段、投資信託について暫定的なレベル区分を行っている旨の記載は見受けられないが、このような開示で問題ないのか。（注 1）では、上場投資信託についてレベル 1 に区分した旨の記載があり、一見すると、投資信託にも時価算定基準を適用しているような記載と見受けられた。）
21	質問 8-1 関連	同上	○ デリバティブ取引については、「2. 金融商品の時価等に関する事項」では、ヘッジ会計の適用有無で残高を切り分けているが、本表上はその必要はないという理解でよいか。 また、レベル別の残高で、例えば、レベル 1 の時価で評価益が出ているものの、レベル 2 の時価では評価損が出ており、全体で通算すると評価損の場合には、「レベル 1」欄は「XXX」、「レベル 2」欄と「合計」欄は「(XXX)」と表記するとの理解でよいか。
22	質問 8-1 関連	同上	○ 開示例において、「住宅ローン担保証券」を切り出している意図を伺いたい。「住宅ローン担保証券」のような証券化商品は、様々な形態があり、有価証券として保有するものもあれば、信託受益権を「買入金銭債権」として保有するケースもある。

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
			<p>ここで求められるのは、あくまで、財務諸表の表示科目をベースにした開示であり、表示科目の内訳は、実態に応じて適宜区分するという理解でよいか。例えば、内訳として「住宅ローン担保証券」を設けるかどうかは、保有量や残高の重要性などを勘案して判断するものであり、内訳の表示が必須ではないことを確認したい。</p> <p>また、「買入金銭債権」として保有する住宅ローン担保証券については、「有価証券」の内訳ではなく、「買入金銭債権」として開示するという理解でよいか。</p>
23	質問8-1 関連	3. 金融業 3. (2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない 金融資産及び金融負債	○ 「現金及び預金」のレベル別の時価について、「レベル2」として集計されているが、現金はレベル1ではないかと思われる。
24	質問8-1 関連	同上	○ 「営業貸付金」のレベル別の時価について、「レベル2」と「レベル3」の時価が記載されているが、「レベル2」に該当するような営業貸付金は一般的ではないものと思料する。
25	質問8-1 関連	3. 金融業 3. (注1)	○ 「有価証券及び投資有価証券」の記載について、レベル2の時価の説明で、「主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれる」とあるが、後段のレベル3開示では、住宅ローン担保証券がレベル2とレベル3の間で振り替わることを想定している。 <p>このため、「主に地方債、社債、および住宅ローン担保証券の一部がこれに含まれる」とした方が整合的ではないか。</p>
26	質問8-1 関連	同上	○ 「銀行業における預金」の記載について、「定期預金」とあるところを「定期性預金」としていただきたい。 <p>「定期預金」は預金種別の名称であり、「要求払預金」の対義語は「定期預金」と「定期積金」をあわせた「定期性預金」である。</p>

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
27	質問8-2 関連	3. 金融業 3. (注2) (2) 期首残高から期末残高への調整表、純損益に認識した未実現損益	<p>○ 「購入」「売却」「発行」「決済」の意味が不明確であるため補足説明をいただきたい。例えば、デリバティブ取引などについて、「購入」「売却」「発行」「決済」のいずれに該当するのかが明確でないが、基本的な考え方として、以下のような理解でよいか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「購入」とは、金融資産の発生認識にあたって、資産に計上した価額（取得原価等）をいう。</li> <li>・「売却」とは、金融資産の消滅認識にあたって、資産から減額した価額（取得原価・償却原価等の売却原価）をいう。社債についてコール条項を行使した場合の期限前償還や、信託勘定の解約も、「売却」として計上する。</li> <li>・「発行」とは、金融負債の発生認識にあたって、負債に計上した価額（金銭債務の債務額等）をいう。</li> <li>・「決済」とは、金融負債の消滅認識にあたって、負債から減額した価額（金銭債務の債務額等）をいう。</li> <li>・デリバティブ取引のうち、オプション権の購入にあたって支払ったプレミアムは「購入」に、購入済のオプション権を他者に移転した場合には「売却」にそれぞれ計上する。一方、オプション権の売り手は、受け取ったプレミアムを「発行」に計上する。スワップ契約については、約定時にプレミアムが生じる場合には「発行」として、清算時には「決済」として扱う。</li> </ul>
28	質問8-2 関連	同上	<p>○ 表内の「(XXX)」は、減算項目との理解でよいか。</p> <p>他の表では、「(XXX)」はデリバティブの純額表示において純額で「債務」となったものに使用されており、減算項目は「△XXX」で表示されているので、平仄を合わせていただきたい。</p>

No.	質問項目	該当箇所・論点等	コメント
29	質問8-2 関連	同上	○ 記載例の「当期の利益又は損失合計」の行は不要ではないか。当期損益（P/L）とその他の包括利益（OCI）を合算したものが当期利益であるかのように見えてしまい、不適切であると考える。 要請事項は「当期の損益に計上した額」と「当期のその他の包括利益に計上した額」なので、そのように表記すればよい。
30	質問8-2 関連	同上	○ 開示例では、その他有価証券として保有している住宅ローン担保証券について、評価差額をその他の包括利益（OCI）に計上したものであると思われるが、評価差額のうち、「繰延税金負債（資産）」に該当する部分の「法人税等調整額」部分は、「当期の損益に計上した額」としなくてもよいのか。
31	質問8-2 関連	同上	○ 表の一番下にある「連結貸借対照表日において保有する金融資産又は金融負債について純損益に計上された当期の評価損益」は、「当期の純損益に計上した額」の内書きとした方がよいと考える。
32	質問8-2 関連	同上	○ 表の構成として、「期首残高」から「期末残高」へ時系列に沿って記載すべきと考える。 具体的には、「期首残高」の次には、期中の増減要素として「購入、売却、発行及び決済」を記載し、その後で期末処理で増減する要素として「レベル3の時価への振替」「レベル3の時価からの振替」「当期の損益に計上した額」（内訳として「評価損益」）「当期のその他の包括利益に計上した額」を記載したうえで、それらの増減を反映した計算結果として「期末残高」を記載すべきである。

以上